

労働安全衛生法に基づく定期健康診断等のあり方に関する検討会報告について

(概要)

- 平成28年12月28日に、「労働安全衛生法に基づく定期健康診断等のあり方に関する検討会」（座長：山口直人東京女子医科大学教授）の検討結果について報告書を取りまとめた。
- この検討会は、労働者の高齢化の進展などの労働者の健康管理を取り巻く状況の変化や、医療技術の進展、科学的知見の蓄積、また別途検討されている高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査(※)の見直しに関する状況などを踏まえ、定期健康診断等の今後のあり方について検討するために、平成28年2月から6回にわたり開催したものである。
- (※)高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査は、定期健康診断の受診を保険者が確認することにより、その全部又は一部を行ったものみなすとされている。
- 報告書のポイントは以下のとおり。

■ 労働安全衛生規則で定めた健康診断項目に変更はないこと

■ LDLコレステロールの評価方法(※)を示したこと

(※)フリードワルド式によって総コレステロールから求める方法又は、LDLコレステロール直接測定法による。

フリードワルド式：

(LDLコレステロール = 総コレステロール
－ HDLコレステロール
－ トリグリセライド／5)

■ 血清クレアチニン検査(※)について、医師が必要と認めた場合には実施することが望ましい検査項目としたこと

(※)血清クレアチニン検査は腎機能検査の一つである。

など。

※ 新たな取扱いなどは、特定健康診査の見直しと併せて、原則、平成30年4月から実施する予定である。